

楓の風通所介護事業部 感染症対策

2020年11月改訂

	横浜市基準項目	楓の風でやる感染対策(横浜市基準以上)	備考	平常時	感染拡大期	パンデミック期		
				PHASE	PHASE	PHASE	PHASE	
				1	2	3	4	
施設環境衛生	2-(1)	利用者が向き合う席はアクリル板で遮蔽			○	○	事業所休業	
	2-(2)	換気は2時間に1回実施する。		○	○	○	事業所休業	
	2-(3)	1日に2回、利用者退去後に次の場所を消毒する	テーブル		○	○	○	事業所休業
			椅子の背もたれ		○	○	○	事業所休業
			ドアノブ		○	○	○	事業所休業
			手すり		○	○	○	事業所休業
			電気のスイッチ		○	○	○	事業所休業
			蛇口		○	○	○	事業所休業
			手すり		○	○	○	事業所休業
			機能訓練マシン		○	○	○	事業所休業
			電話		○	○	○	事業所休業
			PCキーボード		○	○	○	事業所休業
	タブレット端末		○	○	○	事業所休業		
	事業所の携帯電話		○	○	○	事業所休業		
2-(4)	1日に2回、トイレを清掃する。便座と手すり部の消毒をする。		○	○	○	事業所休業		
2-(5)	1日に1回、浴槽使用後に清掃、消毒を行う	入浴実施施設	○	○	○	事業所休業		
2-(6)	送迎車を1日に1回以上、送迎終了後に消毒する		○	○	○	事業所休業		
	送迎中は少し窓を開け、換気に務める			○	○	事業所休業		
	送迎車エアコンは常時外循環モードにする			○	○	事業所休業		

職員の感染症対策及び教育	3-(1)	職員は毎朝検温等自身の対象をチェックし、不調の際は管理者へ報告し、出勤しないようにする。またその後の健康状態を把握し、法人と協議の上出勤の可否を決定する。		○	○	○	事業所休業		
	3-(2)	職員は以下の感染防止策を講じる。	マスクの常時着用			○	○	○	
			サービス提供時間中N95マスクの装着					○	○
			手指消毒液の常時携帯と適時使用				○	○	事業所休業
			事業所等入室時は必ず手洗い・手指消毒・うがいをする	○		○	○	○	○
			ハンカチは使わずペーパータオルを使用する	○		○	○	○	事業所休業
			排泄介助時(オムツ交換時)は使い捨てグローブとビニールエプロンを使用する。使用後は破棄する。	○		○	○	○	事業所休業
			食事介助時は手洗い、手指消毒を実施する。箸とコップは常にディスポを使用する。			○	○	○	事業所休業
			食事休憩中などマスクを外す際は会話をしない。			○	○	○	事業所休業
			不要不急の人込みへの外出自粛			○	○	○	○
			不要不急の外出・外食の禁止					○	○
			不要不急の外部への会議・研修等への出席を見合わせる			○	○	○	事業所休業
			通勤時等、公共の交通機関利用の制限					○	○

	3-(3)	感染症対策研修1	動画学習「 そうだったのか、感染症対策」を活用。 https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnW_HIGPFEBEiyW_oHZGHxCc	○	○	○	事業所休業	
利用者の感染防止協力要請	4-(1)	送迎車乗車前に利用者の体温を測定し、発熱がある、その他体調不良があるなどする場合、利用を中止していただく。		○	○	○	事業所休業	
		サービス提供中に利用者が発熱やその他体調不良などを訴える場合、他の利用者から引き離し、利用中止などの対応を行う。		○	○	○	事業所休業	
		利用者体調不良時の介助等はマスク装着に加え、フェイスガードを装着して対応する。また口腔ケア実施時と同様とする。			○	○	事業所休業	
		体調不良によるサービス中止判断後、必要に応じてケアマネージャーと協議し、訪問介護の必要性等を検討する。		○	○	○	事業所休業	
	4-(2)	利用者にはサービス利用時、原則としてマスクを着用してもらう。マスクを持っていない場合は事業所のマスクを支給する。長期的不足の際はマスクを実費で販売する。				○	○	事業所休業
		事業所到着時に手指消毒や手洗いを実施する。		○	○	○	事業所休業	
		食事前など手洗いうがいを徹底する。		○	○	○	事業所休業	
		利用者間をできる限り1 m以上開けるか、アクリル板で遮蔽する。				○	○	事業所休業
		トイレ使用時はふたを閉めてから汚物を流してもらうよう促す。		○	○	○	事業所休業	
		不要不急の人込みへの外出自粛を要請する。					○	○